

神戸市樹林葬墓地整備基本計画策定業務特記仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、神戸市（以下「発注者」という。）が実施する樹林葬墓地整備基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）について適用し、神戸市契約規則、委託契約約款及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、必要な事項を定め、受注者における契約の適正な履行の確保を図るものである。

(目的)

第2条 本業務は、ひよどりごえ森林公園（神戸市北区山田町下谷上中一里山）内に樹林葬墓地（山林の形状を生かし、自然回帰志向に応えた墓地）を整備するにあたり、詳細設計の前段階として必要な規模・面積の決定、整備が必要な諸設備、設計費及び工事費の概算事業費を算出することを目的とする。

なお整備の大まかな方針については、本市の「樹木葬に関する基礎調査業務報告書」（令和6年3月）の該当部分を参照すること。

(施行場所)

第3条 本業務における施工場所は、前条記載のひよどりごえ森林公園のうち、別添参照図に示すエリア内で必要な範囲とする。

(疑義)

第4条 本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議によりその取り扱いを定めるものとし、両者は誠意を持ってこれにあたるものとする。

(管理技術者、照査技術者)

第5条 本業務の管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門）または RCCM の資格保有者でなければならない。

(業務計画)

第6条 受注者は、監督員と十分な打合せを行い、次に掲げる書類を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を含む）以内に監督員に提出しなければならない。

(1) 管理技術者届及び照査技術者届（経歴証明書及び保有資格証明書）

(2) 業務計画書

(3) その他発注者が必要と認める書類

(損害賠償)

第7条 受注者は、本業務遂行により第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は、全て受注者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過、被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 受注者は、本業務遂行により知り得た事項及び内容全般について、発注者の許可なく他に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第9条 受注者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害しないようその内容の保護に努めなければならない。

(履行期間)

第 10 条 本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和 6 年 10 月 31 日までとする。

(成果品の納入場所)

第 11 条 本業務成果品は、神戸市健康局斎園管理課へ納入するものとする。

(完了)

第 12 条 受注者は、完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は、速やかに、修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

(成果品の帰属)

第 13 条 本業務における成果（著作権を含む）は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を受けずに、複製や他への公表、貸与をしてはならない。また、受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。

(瑕疵等)

第 14 条 受注者は、本業務完了後であっても、受注者の瑕疵等に起因する不良な個所が発見された場合は、速やかに、発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担で行うものとする。

(資料の貸与等)

第 15 条 発注者は、本業務の実施に必要な資料及び図面等を受注者へ貸与するものとする。なお、受注者は、貸与された資料の取扱い及び保管を慎重に行わなければならない。

また、本業務完了後、速やかに、貸与された資料を発注者に返却し、監督員の検収を受けなければならない。

(業務管理)

第 16 条 受注者は、業務計画書に基づき、適切に工程管理を行うとともに、各作業工程の進捗状況について適時監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

(再委託)

第 17 条 受注者は、本業務の全部を一括して、又は本業務の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等）を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ、発注者に書面にて申請し、承諾を得なければならない。

3 受注者は、本業務の一部を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して本業務の実施について適切な指導、管理のもと本業務を実施しなければならない。なお、協力者は、神戸市の入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

(業務体制等)

第 18 条 受注者は、本業務の実施にあたっては、十分な業務遂行能力を有する適正な人員と体制を確保するとともに、本業務の各過程において、発注者及び関係機関等と十分に協議を行い、その指示に柔軟に対応するように努めなければならない。

2 受注者は、緊急時などにおいても電話連絡ができる体制を確保するものとする。

3 受注者は、本業務の趣旨を熟知し、本業務履行期間中においては、必要に応じて発注者と打合せを行うものとする。また、発注者に提出する業務工程表に基づき進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録を作成し、その都度、監督員に提出するものとする。

(準拠する規定等)

第 19 条 本業務は、契約書及び本仕様書によるほか、神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書により実施する。

第 2 章 業務内容

(業務内容)

第 20 条 業務内容は、次に掲げるとおりとする。

1 ひよどりごえ森林公園内の樹林葬墓地候補エリアの整備方針の検討

(1) 現況把握及び現地調査

ひよどりごえ森林公園に関する既存資料や、現地の状況を把握し、整理する。

また、現地調査については、計画対象範囲の地形や地質、植生、土地利用のほか、計画上で支障となり得る課題を整理し、必要に応じて写真等を用いるものとする。

なお、現地調査にあたっては、公園利用者等の支障にならないよう努めるものとする。

(2) 法令等による規制との整合確保

現地は保安林の指定を受けており、保安林の解除を伴わない内容での整備が求められる。このほかの法令等による規制についても確認・検討する（関係機関との打ち合わせを含む）。

(3) 樹林葬墓地の需要予測

将来の死者数の推計、墓地需要の動向、神戸市における墓地の使用状況及び必要なアンケート調査等をふまえ、樹林葬墓地の今後の需要予測（今後 20 年間）を行う。

なおアンケート実施にあたっては、発注者と協議のうえ、神戸市のホームページを用いたインターネットアンケートも利用可能である。

(4) 埋蔵方法の検討

埋蔵にあたっては骨壺等難分解性の容器は用いないこととしているが、より自然回帰志向に応えるための粉骨手順の導入について、メリット・デメリットを比較し、適切な埋蔵方法を提案する。

なお比較にあたって検討内容として、猪等の鳥獣による掘り起こしの懸念とその対策（柵の施工、埋蔵時の穴掘の深さ・工法の検討）が考えられるが、これ以外の要素についても検討する。

(5) ひよどりごえ森林公園内の樹林葬墓地エリアの整備方針の検討

上記（1）現況把握及び現地調査、（2）法規制との整合、（3）樹林葬墓地の需要予測、（4）埋蔵方法の検討を踏まえ、整備面積、整備区域、土地形状の整備内容、工法、設備等詳細設計に必要な諸元について設計条件として整理する。

(6) 外部専門家（学識経験者等）へのヒアリング

計画策定にあたっては、樹林葬墓地について造詣の深い学識経験者等へのヒアリングを適宜行う。

2 概略図面の作成

上記の検討結果を踏まえ、概略図の作成を行う。図面は、平面図、断面図を基本とする。

3 概算工事費の算出

概略図面をもとに、樹林葬墓地の整備に要する工種別の概算数量及び概算工事費を算出する。

4 整備イメージ図の作成

一般公表するために必要なパース図を作成する。

- ・全体計画が確認できる鳥観図 1 枚
- ・事業内容が確認できる詳細図（アイレベルパース）3 枚程度

5 報告書作成

上記 1～4 について、報告書としてまとめる。

6 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間時月 2 回程度、成果品納入時の計 8 回行うことを原則とするが、その他業務実施上必要なとき、又は疑義が生じたときは、速やかに、監督員と協議するものとする。

なお、受注者は、打合せ協議記録を協議後速やかに作成し、監督員に提出するものとする。また、業務の着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立会うものとする。

7 提供資料

発注者は、業務にあたり次の資料を提供する。

- ・ひよどりごえ森林公園丈量図、平面図
- ・樹林葬に関する基礎調査業務業務報告書
- ・神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議報告書

第 3 章 成果品

（成果品）

第 21 条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 報告書（A 4 版） 2 部
- (2) 上記報告書の電子データ 一式（ウイルス対策を行ったうえで納品すること。）
- (3) その他監督員が必要と認めた資料 一式

